



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 26 年 1 月 25 日

26 年新春号

No. 31

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 阪東 寛・真奥 隆・田中 俊英・山口 秀美・大西 博己



『伊勢神宮』

昨年、伊勢神宮では 20 年ごとにさまざまな祭りをおこないながら、大御神さまが、今までお鎮まりになっておられたお社を新たに建て替えるのをはじめ、お着物や日用調度品なども全て新しくして、大御神さまに神殿へのお遷りを仰ぐ祭典「式年遷宮」がおこなわれました。



【26 年新春号 主な内容】

- 1 面 表紙写真『伊勢神宮』
- 2 面 高岩副支部長のあいさつ
- 3 面 歴代支部長に突撃!!
- 4 面 第 30 回誌上研修「消費税率引き上げに伴う逆進性対策についての考察」
- 6 面 寄稿「支部旅行 伊勢神宮」
- 7 面 寄稿「支部ゴルフコンペ」、新会員自己紹介、会員の異動
- 8 面 最新研修ビデオの紹介、原稿・写真募集、編集後記



新年のご挨拶

副支部長 高岩 弘至

平成 26 年の年頭にあたり、謹んでお慶びを申し上げます。

平素は、支部の会務運営に対し深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

近年、税理士会の運営は多種多様化してきており、税理士法第 1 条の税理士の使命を実現するため、支部の事業においても税務支援事業はもとより、地方公共団体や各種諸団体から要請がある「指定管理者選定委員会の選考委員」「研修会への講師派遣」、また、近畿税理士会でも地方公共団体の外部監査制度や裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見人制度などへの参画、新たに租税教育推進部会を設置し特に力を入れている「租税教室」の講師派遣など、公共的な分野が高度化・専門化しているなかで国民・納税者の期待に応え得るため行われています。どうか皆様の各事業へのご参加をお願いしたいと思います。

実務面においては、1 月から記帳・帳簿等の保存制度が、事業所得等を有する白色申告者の方に対しても拡大されています。確定申告期には、「復興特別所得税」が、所得税の確定申告書に登場します。納税者にきちっとご説明をして仕上げたいものです。4 月には、消費税 8%改正が迫っています。いままでは以上に経過措置を含め、細心の注意を払いたいものです。

さて、今年は「甲午（きのえうま）」。60 年に一度回ってくるものですからどうのこうのというのも何ですが、「甲」は、燃える木の陽をあらわし、「午」は、燃え盛る事をあらわし情熱的であるそうです。暦の上では、陽と陽が合わさった激しく動くかなり盛んな年で走りながら考える行動力の必要な年だそうです。近畿税理士会も設立 50 周年を記念する年でもあります。我々も行動を起こしましょう。



では、平成 26 年が会員の皆様にとって、実り多い年、事業繁栄の年になることを祈念し、本年も変わらぬご高配を賜りますことをお願い申しあげまして、年頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL(06) 6941-6888

FAX(06) 6947-2800

URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

阪奈税協の事業一覧

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、リフォーム
マンション

販売あっせん

業務関連用品、OA機器、オフィス家具
紳士・婦人服、生活雑貨
リサイクルトナーカートリッジ
家電製品(web販売)、印鑑、名刺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
葬儀、リース関連、人材派遣
セキュリティ、資格取得
機密書類保管・溶解処理サービス
カーライフ関連、PETガン検診

歴代支部長に突撃!!

畑中榮造先生、久保慶明先生そして幸野陸紀先生に引き続き第4回は森永牧雄先生に突撃取材いたしました。森永牧雄先生は平成5年6月より2期4年間支部長を務められました。平成6年度税制改正では、相続税に関しては基礎控除の変更、配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等がありました。森永先生は、故・阪 秋廣先生が支部長の時代に税理士会に入会されたそうです。

ー 当時の支部状況 ー

	会員数	執 行 部
平成5年	90人	森永 牧雄先生、榎本 善夫先生 林 武史先生、故・三宅 八郎先生
平成6年	91人	
平成7年	89人	森永 牧雄先生、榎本 善夫先生、林 武史先生、 故・三宅 八郎先生、松本 博先生
平成8年	90人	

Q.支部長になられて苦労されたことは？

支部会員数は現在より少なめの90人前後で、副支部長の先生方が事前に議題を吟味し前さばきをしてくれていたおかげで私の手元にくるころには、あまり悩むような内容はなかった。



Q.泉大津税務署とのエピソードは？

当時の泉大津税務署長は平成5年が高橋敬治氏、平成6年が上田浩史氏、平成7年が嶋津敏幸氏、平成8年が太田 修氏（現在でも嶋津氏を除く3の方が税理士として活躍されています。）でした。それぞれ4人とも個性のある方々でよく親睦を深めていました。

Q.当時の仕事に関しては？

当時と今と比べると、景気の状態的には今の状況と似通った部分はあるが、当時のほうがましでした。今でも当時の記帳指導をしたところがお客さんで残っているのが結構あります。

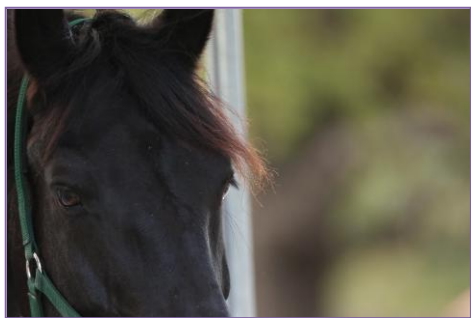
Q.現在の支部については？

支部の運営に関しては役員会の意向を尊重しそのうえで支部長の下承を得るといった調和が大事ではないでしょうか。特に執行部がしっかりいけばいいですね。昔も若手税理士とは会合の後、飲みに行ったりしていたみたいで横のつながりだけでなく縦のつながりも大事にしていって下さい。

森永先生が支部長に就任されていた期間は、比較的になだらかで特に問題になるような出来事もなかったとのこと、印象というか記憶に残っていることを強いてあげるなら、森永先生が支部長に就かれてから任期の流れが1期から2期になったのが困ったとのこと。しかしこのころから現在に至るまでの支部の流れを考えると2期4年で支部長のサイクルが回ることにより支部長及び執行部の体制が強化されスムーズな支部運営が行われるようになったと思われます。

<感想>

森永牧雄先生のお話をお聞きして、体制作りというのが非常に大事ということと、やはりもっと若手の税理士が特にガンバっていかないとだめという風に思いました。



第 30 回 誌上研修

「消費税率引き上げに伴う逆進性対策についての考察」

研修委員 森永 正樹

はじめに

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げされ、平成 27 年 10 月からは 10 %への引き上げが予定されている。それに伴って、逆進性対策として「軽減税率」を導入すべきでないかといった議論がなされている。しかし、本当に「軽減税率」が逆進性対策としてふさわしいのか疑問に思う。

今回は、その疑問点とあるべき逆進性対策について個人的な見解を示したいと思う。



1. 諸外国における、逆進性対策

EU 諸国では「軽減税率」を用いている国が多いといった報道がされている。しかし、なぜ税率や税体系、社会保障制度の異なる EU 諸国と比較する必要があるのか。また、諸外国では「軽減税率」以外の逆進性対策はされていないのか。といった疑問が残る。実際には「税額控除制度」を採用している諸外国もあるのは事実である。

「税額控除」を採用している国と、その制度としては以下のようなものがある。

国 名	税 額 控 除 制 度
米 国	勤労所得税額控除 (E I T C)
	児童税額控除 (C T C)
英 国	就労税額控除 (W T C)
オランダ	勤労所得税額控除 (L I T C)
カナダ	給付つき税額控除 (G S T (消費税) 控除制度)

2. 「軽減税率」と「税額控除制度」のメリット・デメリット

1. では、主に諸外国の「税額控除制度」について紹介した。ここでは、「軽減税率」と「税額控除制度」のメリットとデメリットについて簡素に述べたいと思う。

(1) 「軽減税率」のメリット・デメリット

① メリット

- ・税負担の軽減を実感しやすい
- ・低所得者の生活に増税の影響が直撃しない

② デメリット

- ・生活必需品の線引きが難しい
- ・税率が異なるため事務負担がふえる
- ・低所得者だけでなく高所得者も恩恵を受けるため逆進性に優れていない



(2)「税額控除制度」のメリット・デメリット

① メリット

- ・低所得者に対してのみ恩恵を受けられるため逆進性に優れている
- ・制度設計次第では、税制と社会保障を一体化できるため、効率化が図れる

② デメリット

- ・所得把握することが困難である
- ・不正還付への対応
- ・課税最低限以下の情報が乏しく、また、還付が難しい



3. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」）については、現在、政省令等の整備がなされ平成27年中に個人等へ番号通知、平成28年度より順次、個人番号の利用開始が行われる方向で進んでいる。

(1) 社会保障・税制番号制度の導入趣旨

番号制度の導入の趣旨としては、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

(2) 導入に伴う効果と懸念材料

① 番号制度を導入する効果

- ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- ・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ・ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- ・行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

② 懸念材料

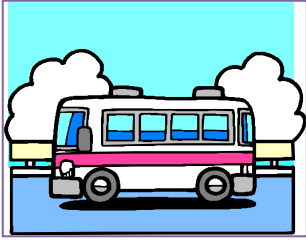
- ・個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報外部に漏れいするのではないかと懸念。
- ・個人番号の不正利用（例：いわゆる成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- ・国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念。



終わりに

以上のような事から、「軽減税率」は低所得者だけでなく高所得者にも恩恵がある点や、事務負担がふえる等の問題点があること。また、番号制度が導入され個人情報が保護されるのであれば日本独自の「税額控除制度」を構築していくべきではなかろうか。

また、諸外国では「軽減税率」だけでなく、さまざまな目的で「税額控除制度」が導入されているといった点からも、もう一度、逆進性対策について考えるべきであると思う。



支部旅行 伊勢神宮

松本 博

今年度の支部旅行は式年遷宮が行われている伊勢神宮への参拝と和田金のすき焼きセットの日帰旅行でした。約30人ほどの参加者で、大型バスではゆっくりの旅行で大変豪華に旅をさせていただきました。特に式年遷宮中の伊勢神宮へのお参りができることは今しか出来ないこととで、感動を持って参加させて頂きました。

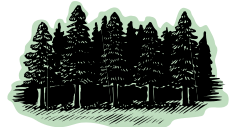
伊勢神宮・内宮には天照大神が、また外宮には豊受大神が祭られています。古事記によればイザナギノ神から天照大御神、月読命、スサノオの命が生まれ、伊勢神宮内宮には、その天照大御神が祭られています。

『伊勢神宮の式年遷宮は、飛鳥時代の天武天皇が定め、持統天皇の4年に第1回の遷宮が行われ、戦国時代の120年以上の中断などがあったものの、第62回式年遷宮が今年行われている。』とのこと。式年遷宮のクライマックスは10月2日夜、午後8時、「遷御の儀」が内宮で行われ、絹の幕で隠されたご神体が旧正殿から新正殿に移されました。



日経新聞によると、灯籠の明かりが全て落とされ、天の岩戸の故事にならい、神職が鶏の鳴き声をまね「カケコー、カケコー、カケコー」と3度唱える「鶏鳴三声」を合図に、勅使が「出御」を3度告げると遷御の列が出発。と書いてありました。

不思議ですね。夜8時は、鶏は寝ているのに。しかもなぜ3回。灯籠の明かりも、なぜ消して。この日本には、式年遷宮を1200年間も続ける伊勢神宮、日本人のDNAとなっている感じの神道、日本人の心を揺さぶる祭りがあります。私は日本には世界に誇れる素晴らしい財産がいっぱいあると思っています。伊勢神宮参拝の企画、素晴らしかったです。





支部ゴルフコンペ

吉山 勝男

皆様、日々寒さが身にしみる季節でございますが、いかがお過ごしでしょうか。

さて先日、平成 25 年 12 月 10 日当支部の年末忘年ゴルフコンペに、久しぶりに参加させていただきまして、優勝することができました。ありがとうございます。実は今から 5 年 6 か月前に白内障の手術（左目のみ）、その後に心臓の血管の血栓（2ヶ所）の発見により、ゴルフをほとんど（年に4回程度）していなかったのですが、今年の 10 月に長女の婿がゴルフを始めたということで、義父（私）と一緒に回りたいという娘の希望により 11 月頃から週 2 回練習場に通うようになりました。今回は HC が 31.5（本来のオフィシャル HC は 22）いただいた事、ゴルフ場がホームコース（岸和田 CC）であった事、同伴競技者が西村先生、川上先生、石谷先生という気がねなくて良い先生方と回れた事の 3 点により、優勝出来たのだと思っております。今後はできる限り支部ゴルフコンペに参加させていただき、本来の趣旨であります、会員相互の親睦をはからせていただきたいと思います。最後になりましたが、支部長の原先生、幹事を務めていただきました高岩先生、大西先生どうも御苦勞様でした。そしてありがとうございました。



新 会 員 自 己 紹 介

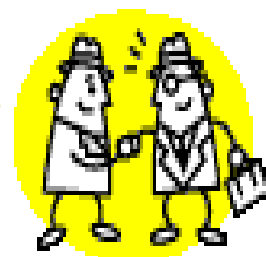


平成 25 年 10 月 8 日 藤本 賢治 先生（東支部より）

昭和 47 年 4 月 6 日生 登録番号：122421

趣味・特技：ゴルフ

メッセージ：税理士法第一条を心に留め、偉大な先人の名を汚さぬよう心していきたいと存じます。若輩者ですがよろしくお願いします。



会 員 の 異 動

平成 26 年 1 月 15 日現在・・・会員数 109 名（内税理士法人 2）

◇ 入 会 ◇

平成 25 年 10 月 8 日 藤本 賢治 先生（開業）

事務所：和泉市緑ヶ丘 2-21-24

T E L：0725-90-7460

◇ ご逝去 ◇

～ 謹んでお悔やみ申し上げます ～

平成 25 年 10 月 8 日 原 正男 先生



最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「中小企業の会計に関する基本要領について」

「改革消費税法」

「平成 25 年度税制改正について」

<プロフェッショナルセミナー>

「所得税～実務上の留意点と最近の改正点～」

<近畿税理士会主催>

「平成 24 年分確定申告をめぐる留意点」

「税理士法改正に係る研修会」

「税法と隣接する法務の留意点」

「中小企業支援における税理士の役割」

「最近の不動産市場に対応した相続対策を考える

（適正な評価の実践のために）」

「株式会社、持分会社、一般社団法人の課税関係と

実務における利用例」

<全国統一研修会>

「個人・法人の資産税務の実務対応」

「税理士が知るべき相続に関する最新の最高裁判例」

「現代における租税法律主義の意義と展開」

「消費税復習 税制改正」

「平成 25 年度税制改正 相続税・贈与税 第一弾」

「事業承継税制について

～平成 25 年度税制改正を中心に～」

「税理士業務に役立つ民法相続編の知識と実務」

「改正国税通則法の意義と問題点」

「税理士が注意すべき民事法一税法学者の視点から」

「平成 25 年度税制改正 相続税・贈与税 第二弾」

「平成 25 年度税制改正における主要項目の実務上の留意点及び営業経費における法人税・消費税法上の留意点について」

「中小企業の会計と税務」

～中小会計要領制定の背景と同要領等と税務の調整～

「事業再生スキームの事例紹介とその会計・税務処理」

「所得税法に係る制度・理論・実務の相違点」

「改正消費税法の実務対応と留意点」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「個人事業者の所得税及び消費税の確定申告における留意点」

「平成 25 年度税制改正の詳細解説

「法人税調査における科目別税務判断のポイントと対応策」

「平成 25 年度税制改正対応・新事業承継税制の活用策」



原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

明けましておめでとうございます。

今年は、午年。

馬は、『ものごとが“うま”くいく』『幸福が駆け込んでくる』などと言われる、縁起のよい動物とのことです。また、生まれたての子馬は生後 1 時間ほどでしっかりと立ち上がり、3 時間もしないうちに駆けることができるようになることから、『立ち上がりが早い』とか『立身出世の象徴』とも言われているとか。まるで、“出世運上昇の最強なキャラクター” のようです。

個人的には、駿馬のごとく元気あふれ良い年となりますよう、また、勢いよく駆け抜けられる年であることを願っております。(T.T)